

津市自治会問題に関する中間報告書

令和3年2月1日

津市自治会問題に関する調査チーム

倉田法律事務所 弁護士 倉田 巖圓

楠井法律事務所 弁護士 楠井 嘉行

この報告書は、津市自治会問題の調査を依頼する法律顧問弁護士である倉田厳圓弁護士並びに楠井嘉行弁護士から、令和3年1月末時点の津市職員への聞き取り調査状況等について「中間報告」として報告されたことを受け、津市自治会問題に関する調査チームとして、その内容を取りまとめたものである。

1 津市自治会問題に関する調査チームの設置の経緯

津市自治会問題に関する調査チーム設置に係る経緯は以下のとおりである。

(1) 令和2年9月9日から インターネット上に津市相生町自治会長に関する情報の掲載が始まる。

(2) 令和2年9月 上記インターネットへの掲載情報などを基に、津市議会決算特別委員会において自治会問題に関する質疑が行われる。

(3) 津市議会及び津市自治会連合会からのインターネット情報に関する事実確認と対応を求める要請

令和2年10月5日 津市議会 議長及び副議長から、執行部としての事実確認とその対応について回答を求められる。

令和2年10月9日 津市自治会連合会 会長及び副会長から、事実確認とその対応について要請を受ける。

(4) 令和2年10月12日 臨時幹部会議の開催

市長から市幹部職員に対し、「公正かつ公平な職務の執行について」11月6日を提出期限として報告書の提出（市長宛てに封をして直接届ける）を指示

市長が「今日を津市役所が変わるスタートの日としたい。」と発言

(5) 令和2年11月4日 津市法律顧問弁護士である倉田厳圓弁護士に調査協力を依頼

倉田弁護士には、法律顧問弁護士として、以前から法律相談として当該事案に関する相談を行っていたが、あらためて調査協力を依頼

(6) 令和2年11月9日 臨時幹部会議の開催

報告書の内容を受け、市長が市幹部職員に対し、「関係法令に違反していることが疑われるものについては、すぐにでも法律顧問弁護士に助言を求め、的確に対応すること。また、警察から協力依頼があった場合には、全面的に協力すること。調査・確認結果や顧問弁護士との相談結果については、担当

副市長に速やかに報告し対応を協議すること。」を指示

加えて、総務部長に対しては、「市民等から口頭や面談での要求があった場合に、記録・報告する仕組み作りと、公務員倫理について、津市職員の倫理規定を策定すること。」を指示

- (7) 令和2年11月30日開会の令和2年第4回津市議会定例会において緊急質問が行われる。

11月30日 開会日において7名の議員から緊急質問として自治会問題に関する質疑が行われる。

- (8) 令和2年12月1日 幹部会議の開催

津市議会における緊急質問を受け、市長が、これまで2回の臨時幹部会議で幹部職員に伝えてきたことを公式に明らかにした。

市長が市幹部職員に対し、「もう一度、各所管において問題になっていることを見直し、報告していない事案については、担当副市長に相談すること。」を改めて指示

既に警察に相談している案件もあり、警察には、法と証拠に基づき公正公平な判断をしていただく必要があることから、しっかりと警察に協力するよう指示

- (9) 令和2年第4回津市議会定例会において質疑が行われる。

12月7日～9日 議案質疑並びに一般質問において9名の議員から自治会問題に関する質疑が行われる。

- (10) 令和2年12月10日 臨時幹部会議の開催

津市議会12月定例会の質疑を受け、市長が市幹部職員に対し、「令和2年第4回津市議会定例会の質疑において、新たに指摘を受けた事案について、早急に調査を実施し担当副市長に報告すること。」を指示

現時点で報告している内容に加え、さらに報告すべき内容があれば12月18日までに必ず報告するよう改めて指示

- (11) 令和2年12月18日 臨時幹部会議の開催

市長が市幹部職員に対し、「警察から事情を聴かれた場合は、事実を淡々と話し、仮に職員が過度に関わっていた場合は、その事実と合わせ、なぜそうしたのか背景も含めてきちんと話すこと。」を指示

市長が「真相を究明し、私の責任で過去を断ち切り改革を断行する。」と明言

(12) 令和2年12月22日 津市法律顧問弁護士である倉田巖圓弁護士に加え、同じく津市法律顧問弁護士である楠井嘉行弁護士にも調査協力を依頼

(13) 令和2年12月23日 津市自治会問題に関する調査チームを設置

特定の自治会に対する違法な行為や不適正な取扱い、又は公正かつ公平を欠く職務執行等について、自治会を取り巻く諸問題の事実確認や職員との関わり等、さらに範囲を広めて全体像の把握や問題の背景などを調査するため「津市自治会問題に関する調査チーム」を設置（調査内容については、別添：対応チャートのとおり）

渉外担当と内部調査担当に分割し2名の法律顧問弁護士（倉田弁護士が渉外担当を所掌し、楠井弁護士が内部調査担当を所掌する。）のもとで調査をより加速化

(14) 令和2年12月23日 臨時幹部会議の開催

危機管理部長から市幹部職員に対し、「津市自治会問題に関する調査チーム」の設置を報告

市長から市幹部職員に、「今後は倉田弁護士（渉外担当）を通じて、警察からの事情聴取を求められることがあり、楠井弁護士（内部調査担当）から、弁護士による聞き取りを求められるので、それぞれしっかりと協力すること。」を指示

(15) 令和2年12月23日 津市議会へ「津市自治会問題に関する調査チーム」の設置について報告

2 津市自治会問題に関する調査チームにおける調査の実施状況

津市自治会問題に関する調査チームにおける調査の実施状況は以下のとおりである。

(1) 調査対象

調査については、「津市相生町自治会長による行政対象暴力疑惑」、及び「津市相生町自治会への不正な補助金の執行疑惑」について、津市議会からの指摘やインターネット等に情報が掲載されている全ての事案とする。

なお、現時点における調査実施案件は、下記のとおりであり、今後においても疑惑があると判断されるものについては、さらに調査範囲を広げて継続して調査を行っていく。

現時点における調査実施案件

- 1 ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案
- 2 自治会掲示板設置補助金に関する事案
- 3 集会所建築等補助金に関する事案
- 4 防犯灯補助金に関する事案
- 5 津市商工業振興等関係補助金に関する事案
- 6 資源物持ち去り防止パトロールに関する事案
- 7 相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案
- 8 相生会館、さくら湯の修繕工事に関する事案
- 9 工事請負業者の地元調整に関する事案
- 10 中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案
- 11 公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案
- 12 中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案
- 13 市職員の私的利用に関する事案
- 14 道路占用許可に関する事案
- 15 中河原西自治会の設立に関する事案
- 16 人事異動への関与に関する事案
- 17 相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案
- 18 謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案
- 19 相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案
- 20 その他、聞き取りの結果、新たに調査を必要とされた事案

(2) 調査方法

津市法律顧問弁護士である倉田弁護士及び楠井弁護士が委任する楠井法律事務所に在籍する7名の弁護士が、関係する市職員から直接報告書の提出を求め、聞き取りを行う形で調査を実施しており、この調査は現在もなお継続中である。

また、弁護士による聞き取り調査の結果、ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案や自治会掲示板設置補助金に関する事案等については、刑罰法令に違反する疑いがある事案として、既に、三重県警察との相談を進めている。

(3) 聞き取り調査の実施状況

令和3年1月31日現在で、延べ131人の津市職員から直接聞き取りを実施

(4) 調査実施案件の調査結果の公表

現在、上記(2)のとおり、刑罰法令に違反する疑いがある事案については、法律顧問弁護士による聞き取り調査結果をもとに、三重県警察との相談を進めているところであり、現時点においては、各調査実施案件の詳細、相生町自治会長の関与及び市職員の関与の有無等については公表ができない状況にあるが、調査結果がまとまり、公表できることとなった時点で速やかに公表する。

3 法律顧問弁護士による聞き取り調査から見えてきた背景・事実

法律顧問弁護士による津市職員への聞き取り調査は、以下の視点で実施されており、当該聞き取り調査の結果、現時点における津市自治会問題に係る背景及び事実は、次のとおりである。

(1) 聞き取り調査の視点

- ア 事実の有無（そのようなことがあったのか、なかったのか）
- イ あったとすれば、その具体的な概要
- ウ 職員に問題となる行為や行き過ぎた行為があったのか、なかったのか
- エ なぜ、そのような事態が発生したのか、事案の経緯と背景は何か
- オ 今後、同種事案を防止するために必要な措置、対応策は何か

これらの視点に沿って、法律の専門家である弁護士により第三者の立場から関係職員に聞き取りを行い、問題の真相の究明及び全容の解明を図る。

(2) 自治会問題に係る背景

津市職員が、相生町自治会長からの要求、苦情申し入れ等に格別の配慮を行い、特別扱いしている事実が多くみられる背景には、主に次のことがあったと考えられる。

- ① 津市職員は幹部職員を含めて、相生町自治会長が自治会長に就任当初から、対応に注意を要する人物であるとの認識を持っていたこと。

さらには、平成26年夏、市議会議員が議会応接室において、相生町自治会長に土下座のうえ謝罪したこと、及び平成26年秋、教育長室において、相生町自治会長が、行政へ過剰な要求を行う市民に対し謝罪を求め、当該市民が土下座したことは、職員に広く知られることとなり、これが市役所内に相生町自治会長への警戒心・恐怖心が増幅するきっかけとなったと考えられる。

- ② 直接、相生町自治会長に対応した経験のある職員や、その様子を見聞きした職員が、未然にトラブルを回避するために可能な限り相生町自治会長

の意向に沿おうとしたこと、及びトラブルを経験した職員が相生町自治会長とのトラブルを回避するために、過剰とも思われる対応方法等をアドバイスしていたこと。

- ③ 相生町自治会長からの要求は、一見しては、自治会長や一市民としての情報提供や申し入れとして、必ずしも不当な内容でないものもあり、要望等の話し合いの中で、「公務員は全体の奉仕者である。」として強い主張を受ける中で無視しづらかったこと。
- ④ 過度な要求、不当な要求であるとして拒否した場合、他の部署への影響が予想され、相生町自治会長のその後の反応が怖かったこと。
- ⑤ 前任者であれ、過去に一度でもルールを逸脱した事務又は過剰に拡大解釈をした事務を行った実績があると、それを理由に相生町自治会長からの要求を断ることができなかったこと。
- ⑥ 要求や苦情の申し入れの際、担当職員だけでなく幹部職員や市議会議員など多くの「ギャラリー」を同席させ、威力を誇示されるので、職員全体に相生町自治会長に対する畏怖の念が浸透していったこと。
- ⑦ 相生町自治会長とうまく付き合うことが職務の円滑な遂行、自らの保身や仲間や部下を守ることに繋がるなどの思いがあったこと。
- ⑧ 職員の対応にクレームを付け、ことあるごとに「謝罪」を求めることで、さらに市役所内で相生町自治会長に対する恐怖心を増幅していったこと。

また、これらの背景のもと、津市職員が相生町自治会長の要求に応じてきたのには、過去からの経緯や津市役所の組織風土が少なからず関係している。

津市役所においては、相生町自治会長に限らず、過去から行政へ過剰な要求を行う市民等（教育長室において、相生町自治会長が謝罪を求め土下座したとされる人物もその一人である。）からの要求や苦情に対しては、主に幹部職員が自ら対応してきた経緯がある。津市の幹部職員には、行政へ過剰な要求を行う市民等に対し、職務の円滑な遂行のために、そういった市民等との距離感は保ちつつ、うまく付き合うことが、ある意味、幹部職員としての持つべき「スキル」であるといった風潮があり、様々な困難な案件の解決に当たっては、出来る限り自分たちの権限の中で処理することが職責として果たすべき使命であるといった組織風土がある。一方で、その状況を見てきた職員の中には、自らの保身のために、心ならずとも、そういった市民等へすり寄る職員がいたことも事実である。

相生町自治会長は、この自己完結の意識が高い幹部職員が、自らの力で何とか解決策を見出そうとする市役所の組織風土と、保身のために自らにすり寄る職員を巧みに利用し、職員に言いがかりをつける材料を集めては、

そのたびに上司や関係する多くの幹部職員を呼びつけて「謝罪」を求めることを繰り返していった。

このため、津市職員は、相生町自治会長からの要望があった場合には、特に幹部職員は、反目することによる他の部署への影響や、組織の中で自らが孤立することを恐れ、自らの権限の下、法に違反しない範囲で、できる限り要求に応じることを前提として物事を考えるようになり、結果として、相生町自治会長に過剰に寄り添った過度な「忖度」により、職務の公正公平な執行が歪められる事態に至ったものと考えられる。

本来であれば、こういった要望等に対しては、当初から公務員として適正に対応すべきであり、相生町自治会長とのトラブルの際に、職員が毅然と対応できなかったことが、大きな原因であることは言うまでもない。

しかしながら、相生町自治会長に「自らの責任において何とか解決しようという職員の気持ち」を逆手に取られたともいえ、職員が、他の業務や今後の業務の遂行、市議会の開催などに影響をきたさないようにと思うあまり、土下座や丸刈りなど、過った自己犠牲の精神から、不本意な謝罪を行うことが常態化していった。

この状態は、自治会長となった平成25年度以降、年度を重ねることにより、当時、課長級であった職員は、次長級職員や部長級職員などの先輩職員のやり方に倣い、また、他の部署でのトラブルを見て自分の部署は、自らはそうなりたくない、次第に相生町自治会長に対し行き過ぎた「忖度」を行うようになっていった。そして、部下職員はその姿を見て、管理職としての辛い立場も理解しつつも過った方法による業務の遂行に失望し、上げるべき声を上げられず、中には、自ら相生町自治会長に近づくことによって、自らの身は自らで守ろうとする者も現れるようになった。

なお、今回の津市職員への聞き取り調査においては、津市議会議員が関わる事案も見受けられた。

(3) 調査により見えてきたもの

これまでの調査において、ア刑罰法令に違反している疑いがあるもの、イ刑罰法令に違反するとまでは言えないが、明らかに職務の公正公平な執行が歪められているもの、ウ市民への説明責任を果たす必要があるものについては、このまま看過することなく対処する必要がある。

このため、調査対象案件については、今後、以下の類別のもと整理を行い、調査結果報告として取りまとめる。

ア 刑罰法令に違反している疑いがあるもの

刑罰法令に違反している疑いがあるものは、引き続き警察と十分に連携し、事案の真相を明らかにするために、津市として全面的な協力が必要であり、津市職員が刑罰法令に触れるような場合には、厳正に対処する必要がある。

イ 刑罰法令に違反するとまでは言えないが、明らかに職務の公正公平な執行が歪められているもの

専決権者の権限の範囲を逸脱した（拡大解釈した）事務の執行
過剰に寄り添った過度な付度による事務の執行
曖昧なルールの下での、過剰な拡大解釈による事務の執行
過去から公正公平な執行が歪められている事務の踏襲

ウ 市民への説明責任を果たす必要があるもの

過度な謝罪や過度な対応の常態化
自治会長が関与する飲食店の大人数による継続的な利用
他の市民には到底行わないであろう過剰なサービス

4 今後の取組

今後については、上記2（1）で明示した調査対象案件毎に、上記3（1）の5つの調査の視点に沿って、弁護士による第三者の立場から、具体的に事案の事実、経緯、職員の問題点、背景などを分析のうえ評価し、法律顧問弁護士が調査結果報告として取りまとめる。

また、各調査対象案件の調査結果をもとに、津市自治会問題の全体像の把握や課題を抽出したうえで、最終的には、改善の方向性も含めた「津市自治会問題に関する最終報告書」として整理を行う。

津市自治会問題に関する調査チームの設置及び対応チャート

